

伊賀市新図書館基本計画 (答申版) 抜粋

平成26年2月11日

伊賀市新図書館建設計画検討委員会

3-2 上野図書館の課題

3-2-1 ニーズの高まり

平成 24 年度（2012 年）「伊賀市まちづくりアンケート」では、市民の求めているもの（必要度高いもの）は、第一に安心安全、次に子どもたちの健やかな成長、子どもを産み育てやすい環境です。不満に思っていること（行政課題）は、第一に少子化に歯止めをかける、次に財政基盤の確立、高度教育環境整備です。

図書館に関しては、蔵書を増やす、開架・閲覧スペースの充実、開館時間の延長などサービス向上が述べられています。

平成 24 年度（2012 年）「子ども読書活動に関するアンケート」や平成 25 年（2013 年）「図書館図書室利用に関するアンケート 60 歳以上」「図書館・図書室の利用者アンケート」では、図書館への希望として、「駐車場をもっと増やす」・「開架（蔵書）をもっと増やす」・「安全な子どもコーナーの設置」・「休憩コーナーをつくる」「開館時間延長」などが記載されています。

（アンケート結果は、別紙参照）

このようなアンケート結果を受け、新たな図書館の整備については、前述の現図書館の状況を踏まえ、総合計画においてもその必要性が謳われ重要課題とされているところです。

3-2-2 課題の整理

（1）上野図書館の課題

現在の図書館は、昭和 59 年（1984 年）上野市立図書館として限られた敷地面積の中で設置されました。以後、市民の生涯学習の拠点として利用されてきましたが、平成 16 年（2004 年）11 月に 1 市 3 町 2 村で新市合併したことから、図書館に対する市民のニーズは急激に高まってきました。しかし、設置当初から十分とはいえない閲覧・読書・学習スペースであることから、特に児童・生徒の利用が多くなる夏休みは、視聴覚室を臨時的に学習室に使用しています。蔵書数も施設収容能力を超える状態となっています。

また、事業等を行う日や土・日・祝日は慢性的な駐車場不足となっています。駐車してから一旦市道へ出てその後入館となるため、安全にも配慮が必要となる状況です。

伊賀市総合計画においても課題が明記され、市の中核図書館として必要性が謳われています。

改めて新たな図書館整備の必要性を整理すると次のとおりです。

課 題	対 応 策
施設の老朽化・狭隘化	開架・閲覧・学習スペース、読み聞かせ室・授乳室や子どもトイレなど子どものためのスペース、書庫の確保 等
利用者の利便性向上	図書資料の充実、駐車場の確保、休憩スペース、公民館図書室との連携、インターネット環境整備、視聴覚機器整備 等
新たな図書館ニーズへの対応	相談機能の充実、情報化・デジタル化への対応、ユニバーサルデザインの対応、交流スペースの設置 等

(2) 公民館図書室の課題

5つの公民館図書室の課題を整理すると次のとおりです。

課 題	対 策 策
閲覧スペースや蔵書数の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク化と公民館への配送サービスの充実 ・レファレンスデータベース構築によるレファレンス支援 ・人材育成 ・選書支援 等
少ない資料費	
レファレンス（調べもの相談）や選書の問題	

4. 新図書館の基本方針

4-1 新図書館のあり方

4-1-1 はじめに

図書館は「静かに本を読む」知的な憩いの場から「情報を求め、人が交流する」場へと変化してきています。

図書館をまちづくりの原動力として活用する動きも見られます。中心市街地活性化や駅前再開発事業の中核施設として図書館が整備され、賑わいの創出、地域の情報交流拠点としてまちの潜在力（ポテンシャル）を上げている自治体もあります。

図書館整備手法として民間資金や活力を活かした PFI¹手法を取り入れ図書館を整備・運営する自治体や、民間のノウハウを活かし指定管理者制度を活用した図書館運営を行っている自治体もあります。また、自治体が整備し、直営でいろいろな工夫により市民の満足度の向上を図っている自治体もあります。

なにより、図書館サービスを行う上で、伊賀市の図書館に本当に必要な書籍・資料は何なのか判断し、求められる本や資料などを市民につなぐ有能で意欲ある専門職員の存在は、図書館に大きく影響すると考えられます。

また、近年子どもの読書離れが問題となっていることから、平成 14 年（2002 年）には、読書活動を通じた子どもの健やかな成長を目的に『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』が制定され、「子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な資料を整備していくこと」や「司書は子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たすこと」、「公立図書館が学校図書館と緊密に連携・協力していくこと」が求められています。その他、平成 17 年（2005 年）には『文字・活字文化振興法』で、公共図書館・学校図書館の司書や資料の充実、情報化の推進などを求めています。

また、文部科学省は平成 24 年（2012 年）に『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』を改正し、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分考慮し分館設置や公民館図書室等との連携を推進し、市の全域サービス網の整備に努めること、また、地域の課題に対応したサービスや多様な利用者に対応したサービス、多様な学習の機会の提供、ボランティア活動等の推進をこの望ましい基準の中で市町村立の図書館に求めています。

伊賀市の新たな図書館は、これらの法律や基準に沿って市民の満足度の向上を目指します。

¹ PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。 内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI 推進室）より

4-1-2 基本理念

本市は、日本の詩歌史上に俳諧の第一人者として地位を築いた俳聖松尾芭蕉の誕生の地です。文化に対する市民の関心も高く、その活動は多岐にわたっています。伊賀の歴史と文化は市民の誇りです。伊賀市の新たな図書館は、地域の過去の知恵や記憶を「資料」として蓄積し、歴史と文化を次世代へ引き継ぎ、市民の郷土への愛着と誇りを大切にしていきます。

各層各世代の人が、図書館で本と出会い、人と出会い集いつながり交流します。知の広場の図書館で知的好奇心が刺激され、潜在能力が引き出され、子どもも大人も学び成長します。それはまちが成長することにつながります。

また、自立した市民がこれからの地域のありようを考えると、課題を解決していくための情報を得ようとするとき、図書館として、市民に役立つサービスを提供する使命があると考えます。

これからの伊賀市の図書館は、知の拠点、交流の拠点、地域の情報の拠点として可能性を拓けていきます。そのため、公民館図書室との連携で市全域に図書館サービスを提供するなど幅広いサービスの提供を目指します。

新たな図書館は、市民が「学び」をあるいは「憩い」を求め、「創造」ができる交流の広場を目指します。

そこで本計画の基本理念を、

『学び、創造、憩いの広場』

—先人の知恵から未来の夢まで—

とします。

4-1-3 将来の図書館像

基本理念である「学び、創造、憩いの広場」に基づき、将来の図書館像を次のように設定します。

- ① 親しみやすく、心が潤う場所になる図書館
- ② 文化と歴史のまちにふさわしい図書館
- ③ 遺すべき貴重なものを保存し活用する図書館
- ④ 暮らしに役立つ身近な図書館
- ⑤ 子どもの成長を支える図書館
- ⑥ 地域の活性化に寄与する図書館
- ⑦ 市民の交流・つながりをつくる図書館

4-2 新図書館の基本方針

基本理念を踏まえ、新図書館の基本方針を以下のように設定します。

1) 市民に開かれた、快適で利用しやすい資料や情報の拠点としての機能の充実

- ①親しみやすく、心が潤う場所になる図書館
- ②文化と歴史のまちにふさわしい図書館
- ③遺すべき貴重なものを保存し活用する図書館

すべての市民に開かれた図書館として、時代や社会の変化に対応し、市民が必要とする資料や情報を速やかに検索、利用できる機能を充実させます。また、市民のニーズや課題に対応する資料を継続的に収集・保存・提供し、レファレンス（調べもの相談）機能を充実させます。開かれた生涯学習施設として市民の学習意欲や読書啓発を図ります。また、市民の知的創造を支えるため、紙の資料だけでなく電子資料も含め、資料の充実を図ります。

2) 図書館ネットワークの中核拠点としての機能の充実

- ④暮らしに役立つ身近な図書館
- ⑤子どもの成長を支える図書館

合併により生活圏が拡大したすべての市民に均一で有効な図書館サービスを提供するため、条例を改正し、地域の公民館図書室を分館と位置づけました。新たな図書館は、中央館として専門性を高め、分館（図書室）への支援を行います。また、分館（図書室）は、それぞれの地域に密着したサービスの提供をおこなっていきます。

また、市内の学校図書館等との連携を図り、中核を担う施設としての機能の充実を目指します。また、国立国会図書館・県立図書館・他の公立図書館との相互貸借ネットワークを利用して円滑な運用サービスを図ります。

3) にぎわいや憩いの場となり、情報発信拠点としての機能を充実

- ⑥地域の活性化に寄与する図書館
- ⑦市民の交流・つながりをつくる図書館

図書館はさまざまな世代の人々が自発的に集まる場所であることから、学習や文化活動はもとより、人と人との交流や新たな地域文化の創出に貢献する図書館を目指します。

また、観光や市民活動情報などの情報発信拠点としての機能も持たせ、にぎわいの創出に資する施設運営を図ります。

4-3 新図書館のサービス目標

4-3-1 計画値

新図書館の規模に関する計画値は、蔵書冊数 40 万冊、
延床面積 3,600 m²とします。

規模算定の考え方は、以下のとおりです。

文部科学省の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」及び日本図書館協会の「公立図書館の任務と目標」にある基準値に照らすと、本市に求められる図書館の蔵書冊数及び施設規模は、以下のとおりとなります。

※人口を90,000人(総合計画での想定数)として試算。

	文部科学省指標	日本図書館協会指標
	公立図書館の設置および運営上の望ましい基準 (平成13年告示第132号)	公立図書館の任務と目標 1989年1月 確定公表 2004年3月 改訂 日本図書館協会図書館政策特別委員会
蔵書冊数	386,896 冊	413,380 冊
開架冊数	247,592 冊	222,795 冊
延床面積	4,234 m ²	4,361 m ²

①近隣の図書館の延床状況は、次のようになります。

市町名	人口 (人)	延床面積 (m ²)
熊野市	20,000	1,388
尾鷲市	21,000	344
鳥羽市	22,000	1,502
菰野町	40,200	2,600
いなべ市	45,000	計 1,213
北勢		310
員弁		256
大安		501
藤原		146
亀山市	48,000	958
志摩市	57,000	1,456
名張市	82,000	2,070
伊賀市	97,000	1,679
伊勢市	133,000	計 6,333
伊勢		2,397

	小俣		3,936
鈴鹿市		194,000	2,952
津市		281,000	計 10,355
	津		2,924
	久居ふるさと 文学館		2,031
	河芸		1,399
	芸濃		586
	美里		153
	安濃		1,018
	きらめき		432
	一志		782
	うぐいす		1,030
四日市市		306,000	計 4,662
	四日市市立		4,147
	あさけプラザ		515

②想定利用率から計画蔵書数を試算すると次のようになります。

試算項目		適用		数	単位
利用者 数の想 定	計画人口			90,000	人
	登録率			45	%
	登録者数	90,000 (人) × 45%		40,500	人
	登録者の 利用率	登録者のうち、常時図書館を利用する人の割合 = 有効登録者		60	%
	有効登録率	40,500 (人) × 60 %		24,300	人
	有効登録者 の貸出冊数			16	冊
貸出 冊数	貸出冊数	一般	24,300 (人) × 16 (冊/年)	388,800	冊
		団体	500 (冊) × 100 (件)	50,000	冊
		計		438,800	冊
	市民一人当 たりの貸出 冊数	438,800 (冊) / 90,000 (人)		4.88	冊
蔵書数 の設定		年間貸出数	438,800	冊	
		438,800 (冊) × 1 ≒	400,000		

登録者数を人口の 45%、そのうち有効登録者数を 60%と仮定してみた場合、400,000 冊という蔵書計画数から、有効登録者一人当たりの年間貸出冊数は（一定の団体貸出需要を見込んだうえで）16 冊程度、という数字が試算できます。これは、現在の日本国内における登録者一人当たりの公立図書館貸出冊数が 13 冊程度であることからみて、十分なサービスレベルを維持できる数値であると考えられます。

なお、面積については、近隣の状況や昨今の図書館における十分な交流スペース設置も鑑み、日本図書館協会指標から図書室分 700 m²を差し引き、3,600 m²とします。

これらの検討を踏まえ、新図書館の蔵書冊数及び施設規模の目標を以下のとおりとします。

蔵書冊数=400,000 冊

施設規模=3,600 m²

※参考までに近隣の資料費を比較すると下記ようになります。

※人口は、住民基本台帳登録者数

市民 1 人あたりの資料費				*公民館図書室除く				
県内 1 4 市の図書館状況				2012 年度日本図書館協会 公共図書館調査票による (H24. 4. 1 調査)				
順位	市名	人口規模	資料費 (千円)	資料費 /人	蔵書数 (冊)	蔵書 数 /人	図書費 総額 2012 予 算 (千 円)	館 数
1	熊野市	20,000	20,901	1,045	104,000	5.2	34,468	1
2	鳥羽市	22,000	6,041	275	179,000	8.1	25,594	1
3	津市	281,000	70,917	252	1,041,000	3.7	225,321	9
4	伊勢市	133,000	25,747	194	456,000	3.4	155,077	2
5	亀山市	48,000	9,188	191	146,000	3.0	9,188	1
6	松阪市	167,000	29,900	179	339,000	2.0	115,000	2

7	名張市	82,000	13,040	159	295,000	3.6	71,389	1
8	尾鷲市	21,000	3,245	155	72,000	3.4	4,799	1
9	いなべ市	45,000	5,880	131	153,000	3.4	15,520	4
10	伊賀市	95,000	11,627	122	194,000	2.0	60,864	1
11	鈴鹿市	194,000	21,996	113	333,000	1.7	72,369	1
12	四日市市	306,000	30,583	100	469,000	1.5	160,250	2
13	志摩市	57,000	3,719	65	197,000	3.5	29,922	1
PFI	桑名市	139,000	総額に含む		480,000	3.5	106,215	3
	合計	1,610,000	196,486	2,703	2,979,000	38.0		
	平均	115,000	14,035	193	212,786	2.7		
	参考							
	全国同規模自治体平均	10万人	19,000	239	300,000	3.6		

5. 図書館サービス計画

5-1 サービス計画の基本的考え方

「3. 図書館活動の現状と課題」で述べたとおり、本市の図書館サービスは解決すべき課題が多いのが現状です。新図書館のサービス計画策定にあたって「基本的な図書館サービスの充実」を基本におきます。

そのうえで、「4. 新図書館の基本方針」を踏まえ、まちづくりの担い手となる子どもが、本を読むことの楽しさや大切さが実感でき、だれもが質の高い情報（文化と歴史のまちならではの情報など）を得られるようなサービス提供を目指します。

図書館システムのネットワークを整備し、市民がどこに住んでいても等しく図書館サービスが受けられるよう連携を図ります。

また、市民との協働や多種多様な機関と図書館が連携・協力し、コミュニティの創造のためのサービス提供を目指します。

以下を重点テーマとします。

- 市民に開かれた、快適で利用しやすい資料や情報の拠点としての機能
 - ①親しみやすく、心が潤う場所になる図書館
 - ②文化と歴史のまちにふさわしい図書館
 - ③遺すべき貴重なものを保存し活用する図書館
- 図書館ネットワークの中核拠点としての機能
 - ④暮らしに役立つ身近な図書館
 - ⑤子どもの成長を支える図書館
- にぎわいや憩いの場となり、情報発信拠点としての機能
 - ⑥地域の活性化に寄与する図書館
 - ⑦市民の交流・つながりをつくる図書館

6. 図書館施設計画

6-1 施設計画の基本的な考え方

公共の建物が地域に与える影響は大きいと考えられます。最近の図書館は、多くの人が自由に出入りできる交流の場所へと変化してきています。専門家の意見を取り入れて図書館建築としての利便性と合理性を考え、伝統ある伊賀市らしい景観を損なうことのないよう建築様式についても十分検討する必要があります。

なお、「4-3 新図書館のサービス目標」で基準策定の考え方を述べたように、文部科学省の「望ましい基準」等の国の施策に沿い、市民交流にも力点を置いた新図書館施設計画は、以下のとおりです。

しかし、新図書館の運営・管理については、本市の厳しい財政状況や今後の公共施設の維持管理も考慮のうえ、直営・民間活用を問わず、最もふさわしい整備手法の検討が十分なされなければなりません。

6-2 施設整備に関わる条件

6-2-1 建設整備地の選定

本市の他の計画との関係も考慮しつつ、図書館整備の観点から建設整備地の条件比較検討をしました。その結果、次のように建設整備地の条件を決定します。今後、選定するうえで下記の優先順位の条件を基に新図書館の場所の調整を行うことが望まれます。

なお、新図書館開館までのスケジュールは、候補地の状況から明記できませんが、現在の図書館の収容状態及び市民ニーズに応えるため、可能な限り早急な整備が望まれます。

満点 42 点

優先順位	建設整備地の条件	投票点数
1	公共交通機関のアクセスがよい場所	39
1	駐車場スペースの確保ができる場所	39
1	災害等の被害を受けにくい場所	39
2	ゆとりのある本棚や読書席の確保ができる場所	37
3	より多くの人が行きやすい場所	34
4	図書館内のサービス動線や管理動線を考えた配置ができる場所	31
4	中心市街地であること	31
5	学生などが学習するのに便利な場所	29
6	市の財政的負担が少ない場所	28
7	図書館周辺のインフラ整備費用が要らない場所	25
7	他の公共施設などに近い場所	25
7	新築のみならず改修でもよい	25
8	幹線道路に近い場所	23

※他の条件案として次の2件の意見がありました。

●現施設を改修・改築する。 ●他の施設と併用でもよい。

6-5 施設整備地

6-5-2 賑わい創出

図書館は、6-4 で示す部門・スペース・コーナー等を設けて、5-2 で示す具体的な図書館サービスを展開し、4-1-2 の基本理念を実現させることで中心市街地の賑わい創出に寄与します。

複合化する他施設の資料や情報を図書館情報と同時に電子掲示板（デジタルサイネージ²）で発信することで情報共有化と一体化を図っていくことが可能となり、図書館が単独館でなく、複合施設の一部として活動することの意味を見いだせます。複合化する他施設との連携・協力関係のもとに相乗効果を発揮させることが賑わい創出に必要です。また、より多くの人々が図書館へ行きやすくなるよう周辺を整備し、次に示すような様々な工夫をすることで、図書館は中心市街地活性化の拠点と成りえます。

図書館が賑わい創出に寄与する事例を示します。

- 図書館が開館時間を延長することで、仕事帰りなどの市民の利用促進を図り、雑誌の種類を増加することやカフェの設置で、今まで図書館を利用しなかった人も利用者となります。
- 上野図書館が多数所蔵する郷土資料等の文化財資料の現物を展示することや、デジタル化した貴重資料を電子掲示板（デジタルサイネージ）等で見せる工夫をすることで、市民は先人が遺した貴重資料を知るとともに伊賀市の文化を誇りにすることが可能です。それは、観光客や研究者にとっても魅力的なものとなります。また、市民協働型で伊賀市地域映像アーカイブ³をサイネージで発信することは、新たな伊賀市の歴史保存と魅力発見になり、賑わい創出に寄与します。
- 岐阜県高山市図書館「煥章館」の事例のように、観光案内機能を設けることで、観光客は、図書館で伊賀市の魅力や観光ポイントを知り、まちなかへ誘われることとなります。図書館は、資料提供はもとより賑わい創出に寄与します。

² デジタルサイネージ：液晶ディスプレイなどの映像表示装置。近くにいる人や通りすがりの人に案内情報などを表示する装置で、看板やポスターなどを電子化したもの。最近では、広告だけでなく、公共空間での情報伝達機能として注目されている。

³ 伊賀市地域映像アーカイブ：学校でも使える NHK の著作権処理をした伊賀市ローカルニュースなどのデジタルコンテンツをベースに、市民協働でデジタル化した市民の持つ映像や写真を追加できる最新のシステム。導入事例：桑名市・岡崎市・武蔵野市など。

- 市が取り組む施策に関する関係資料と図書資料を一緒に展示して市民に提供することで、市政への理解を深めていただくことが可能です。愛知県田原市立図書館の事例では、田原市の給食センター建替について、給食に関する図書資料と事業の概要を共に展示し、給食の必要性や建替がなぜ必要なのかなどがわかりやすく紹介されていました。このように図書資料を行政施策と共に展示したり、市民生活に役立つさまざまな分野のテーマごとに図書資料を提供することで、市民活力創出（賑わい）に寄与します。
- 図書館は情報発信の拠点であり、またあらゆる情報が集まる場所です。入り口付近に電子掲示板（デジタルサイネージ）を設置することで上記に述べた郷土資料や観光の情報発信だけでなく、たとえば、イベント開催情報や、グルメ情報、買い物情報等も図書館に集まる資料と共に発信することで商店街への誘導・回遊も可能であり、さらなる賑わい創出が可能です。

7. 図書館管理運営計画

7-1 管理運営計画の基本的考え方

新図書館の管理運営計画の基本となる観点は「サービス水準の向上」と「効率的な運営」の両立です。これを実現するため、以下を方針とします。

- ① 専門的な職員の配置と研修機会の拡大
市民の多様なニーズに応え、社会の変化にも対応しつつ様々な資料・情報を的確に提供するには、高い専門性を持った職員が必要です。また、職員に対する継続教育も必要になります。
- ② 開館時間の拡大
生活時間の多様化を踏まえ、現行の開館時間の拡大を検討します。
- ③ 市民との協働、ネットワーク化の推進
市民ボランティアとの連携を積極的に進めるとともに、市民や利用者との協働により図書館をつくりあげていく運営とします。
図書館（室）間ネットワークのほか、学校等関連機関・団体とのネットワークを構築します。
- ④ 技術革新への対応
最新の技術を導入することで、運営効率を高めるとともに、利便性の高いサービスを提供します。

候補地が決まった段階で、具体的な機能構成（配置）や管理運営を検討することとなります。また、サービス向上と効率的な運営を進めるため、伊賀市にとって適切な管理運営体制のあり方を今後、図書館協議会へ諮り検討します。

7-2 管理体制

7-2-1 開館時間及び開館日

1) 開館時間

現行の開館時間（3-1-2）を見直し、市民ニーズも考慮に入れながら、開館時間を延長します。

2) 開館日

開館日は、利用者のニーズを踏まえ、現行の休館日（3-1-2）を見直し、蔵書点検期間の休館日の縮減も検討します。

7-2-2 貸出点数及び期間

貸出点数は、図書は現行の点数を拡大し、1人10冊までとします。今後は視聴覚資料の取り扱いの見直しも行います。

貸出期間は、現行どおり15日間とします。